

# 平成19年度 大学院教育改革支援プログラム 計画調書

機関名			機関番号		整理番号	
申請者(学長)			所在地(都道府県)			
1. 申請分野(系)	a<人社系> · b<理工農系> · c<医療系>		○を付してください			
2. 教育プログラムの名称						
3. 関連研究分野(分科) (細目・キーワード)	主なものを左から順番に記入(3つ以内) 主なものを左から順番に記入(5つ以内) ( )					
4. 研究科・専攻名  (〔 〕書きで課程区分を記入、同一大学内の複数の専攻で申請する場合は、全ての研究科専攻名を、他の大学と共同申請する場合は大学名、研究科専攻名を記入)	(主たる研究科・専攻名) ※ 研究科名または研究科専攻名を教育課程に応じて記載 (研究科専攻名) (他の大学と共同申請する場合の大学名、研究科専攻名)					
<b>5. 取組実施担当者</b> (複数の研究科・専攻又は大学で申請する場合は、それぞれの研究科・専攻又は大学に所属する教員を取組実施担当者としてください。代表者は、主たる研究科・専攻に所属する教員としてください。)						
ふりがな 氏名(年齢)	所属研究科・専攻・職名		現在の専門	学位	役割分担	
					代表者	
6. 申請経費 (単位:千円)  千円未満は切り捨てる  ※他大学との共同申請の場合は、大学ごとの経費内訳を( )書きで記入	年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計	
	取組規模					
	内 訳	補助金申請額				
	大学負担額					

機 関 名		申請分野(系)	
教育プログラムの名称			
主たる研究科・専攻名			
(他の大学と共同申請する場合の大学名、研究科専攻名)			
取 組 実 施 担 当 者	(代表者)		

[教育プログラムの概要]

履修プロセスの概念図 (履修指導及び研究指導のプロセスについて全体像と特徴がわかるように図示してください。)

7. 教員組織の構成 ※複数大学による共同申請の場合は、大学ごとに作成してください。  
(申請する全ての専攻について記入してください。)

研究科専攻名	課程区分	教授(名)		准教授(名)		講師(名)		助教(名)		合計(名)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
上記のうち外国人教員											
専任教員のうち他大学等を経験したことのある者		—		—		—		—		—	
上記のうち外国人教員											
専任教員のうち他大学等を経験したことのある者		—		—		—		—		—	
上記のうち外国人教員											
専任教員のうち他大学等を経験したことのある者		—		—		—		—		—	
上記のうち外国人教員											
専任教員のうち他大学等を経験したことのある者		—		—		—		—		—	

8. 専攻の入学定員等 ※複数大学による共同申請の場合は、大学ごとに作成してください。  
(申請する全ての専攻について記入してください。)

研究科専攻名	課程区分	修業年限(年)	入学定員(人)	収容定員(人)	定員充足率(%)	学位	開設年度(西暦)	備考
								(基礎となる学部等)

**9. 研究科・専攻における教育の課程**

※ 複数大学による共同申請の場合は、大学ごとに作成してください。

<以下の項目について、当該研究科・専攻における大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)を図るための方策を記入するとともに、これまでの実績がある場合は併せて記入してください。>

**9-(1) 人材養成目的の明確化(以下について具体的に記入してください。)**

※ ①、②については、必ず公募要領2頁(2)申請の単位において規定している体系的な教育課程を編成している単位ごとに記入してください。

- ①人材養成目的の学則等における規定
- ②課程において身に付けさせる知識・技能
- ③公表方法など組織的な共有のための方策

大学院設置基準

(教育研究上の目的の公表等)

第一条の二 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

①

②

③

9-(2) 目的に沿った体系的な教育課程の編成(下記の〔 〕内を考慮の上、教育課程の内容について具体的に記入してください。)  
※ 必ず公募要領P2(2)申請の単位において規定している体系的な教育課程を編成している単位ごとに記入してください。

- 〔 (1)②の知識・技能を体系的に身に付けさせる教育課程となっているか。  
・学位授与までの教育のプロセス管理がなされているか。  
・履修指導、講義・実習・実験等の授業形態の組合せ、少人数教育・フィールド授業、情報機器の活用、複数教員による研究指導などの教育方法の工夫がなされているか。 〕

## 大学院設置基準

(教育課程の編成方針)

第十条の二 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

## 9-(3) 教員組織の整備等(下記の〔 〕内を考慮の上、教員組織について具体的に記入してください。)

- 〔  
・教育研究上必要な教員(研究指導教員及び研究指導補助教員を含む)が配置されているか。  
・教員組織の活動をより活性化するための適切な措置(例えば、若手教員や女性教員の活躍促進のための支援、教員の流動性の向上、外国人教員の確保、教育評価の人事処遇への反映方法など)が講じられているか。  
〕

大学院設置基準  
(教員組織)

第八条 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

## 9-(4) FDの実施体制等(FDの実施体制等の整備と展開について、具体的に記入してください。)

大学院設置基準  
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第十四条の三 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 9-(5) 成績評価基準等の明示(厳格な成績評価と評価基準の明確化のための体制・方法について、具体的に記入してください。)

## 大学院設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第十四条の二 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

## 大学院教育振興施策要綱

エ 円滑な博士の学位授与の促進

厳格な成績評価と適切な研究指導により、標準修業年限内に学位を授与することのできる体制の整備等を促進し、課程制大学院制度の趣旨の徹底を図る。

## 9-(6) 学生に対する修学上の支援(学生に対する支援方策について、下記の〔 〕内を考慮の上、具体的に記入してください。)

- ・他大学出身の学生等に対して補完的な教育を行うなど学生の流動性を向上させる方策を実施しているか。
- ・学生への経済的支援が適切に行われているか。
- ・キャリアパス形成に関する指導が適切に行われているか。
- ・他大学出身の学生や社会人や留学生などを積極的に受け入れるなど、多様な学生が切磋琢磨する環境が整備されているか。

## 大学院教育振興施策要綱

## (2) 学生に対する修学上の支援

博士課程（後期）在学者等を対象として、TA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）をはじめとした経済的支援の強化を図る。また、多様な学修歴を持つ学生が互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく環境を醸成するため、学生の流動性の拡大を図る。

## 9-(7) 自己点検・評価体制の整備(自己点検・評価の実施体制と展開について、具体的に記入してください。)

大学院教育振興施策要綱

(1) 実効性ある大学院評価の取組の推進

専門分野別自己点検・評価の促進を図る・・・

## 9-(8) 情報提供体制の整備(目的、魅力ある教育内容・方法、自己点検・評価結果などの情報を積極的に提供するための体制の整備と展開について、具体的に記入してください。)

## 10. 教育プログラム

(以下の審査項目を踏まえ、教育プログラムの内容について記入してください。)

10-(1)-① 前記9で示した人材養成目的及び教育の課程に沿った教育プログラムであるか。

10-(1)-② 社会に求められる高度な人材が育成されるプログラムであるか。(下記の〔 〕内を考慮してください。)

〔  
・特定分野における知識・技能だけでなく、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力(専門応用能力)を培うプログラム、学生の自立的研究遂行能力やプロジェクトの企画・マネジメント能力を高めるプログラム、理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力を身に付けさせる教育プログラム等、  
社会に求められる高度な人材が養成されるプログラムである。〕

10-(1)-③ 具体的かつ実現性の高いプログラムであるか。

10-(1)-④ 年度別具体的な教育プログラムの実施計画(年度別の教育プログラムの実施計画を具体的に記入してください。)

・平成19年度:

・平成20年度:

・平成21年度:

10-(1)-⑤ 大学全体の中での位置づけと支援期間終了後の展開(下記の〔 〕内を考慮の上、具体的に記入してください。) ※複数大学による共同申請の場合は、それぞれの大学ごとに記入してください。

- 〔  
・我が国の大院全体の教育の実質化に波及効果が認められるものとなっているか。  
・支援期間終了後、大学による自主的・恒常的な展開が期待されるものか。  
〕

10-(2) 他の経費措置との相違点(下記の〔 〕内を考慮の上、該当する場合は、その相違について具体的に記入してください。なお、該当しない場合は、「なし」と記入してください。)

- 1) 当該教育プログラムを申請する専攻において他の経費措置(例:21世紀COEプログラム、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ等)で既に実施されている関連性の高い事業による人材養成と類似性がある場合には、その相違について具体的に記入してください。
- 2) 当該教育プログラムを申請する専攻において「魅力ある大学院教育」イニシアティブ又は21世紀COEプログラムで平成18年度まで経費措置がされていた場合は、今回、発展させた部分について具体的に記入してください。